

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

## 事業名 地域自殺対策推進センター事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内 2545)

E-mail：[c11223@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11223@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 724 千円 (前年度予算額：649 千円)

### <財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳    |            |            |            |     |     |     |            |
|-----|-----|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
|     |     | 国 庫<br>支出金 | 分担金<br>負担金 | 使用料<br>手数料 | 財 産<br>収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般<br>財 源 |
| 前年度 | 649 | 324        | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 325        |
| 要求額 | 724 | 362        | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 362        |
| 決定額 |     |            |            |            |            |     |     |     |            |

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、都道府県及び市町村において自殺対策計画を策定することが義務付けられた。県の働きかけや策定支援の結果、令和元年度末時点では全ての市町村で地域自殺対策計画が策定済みとなった。今後も自殺対策の推進のための進捗管理及び支援をしていく。

県においては、「第3期自殺総合対策行動計画」(H30～H35)に基づいて、計画的な自殺対策を推進した結果、自殺者数は減少傾向にあるが、引き続き、予防の観点からもより一層の対策を強化していく。

### <岐阜県の自殺者数>

人口動態統計

|       | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 自殺者数  | 426 | 460 | 425 | 385 | 408 | 376 | 347 | 331 | 328 |
| 交通事故死 | 169 | 144 | 149 | 137 | 106 | 124 | 105 | 92  | 96  |

### (2) 事業内容

#### 1) 地域自殺対策指導者養成研修会

自殺未遂者や自死遺族への支援を行う関係者の資質向上を目指す。

2) 市町村への情報提供、計画推進支援等

ア 圏域連絡会を保健所毎に開催

イ 情報提供（随時）

ウ 市町村の個別事例相談

(3) 県負担・補助率の考え方

国 1 / 2      県 1 / 2

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

| 事業内容     | 金額(千円) | 事業内容の詳細        |
|----------|--------|----------------|
| 報償費      | 188    | 研修会講師、圏域会議講師   |
| 旅費       | 349    | 研修会、センター職員旅費   |
| 消耗品      | 146    | 事務費            |
| 会議費      | 1      | 協議会等のお茶        |
| 役務費      | 30     | 通信運搬費          |
| 使用料及び賃借料 | 10     | 圏域連絡会議の高速道路使用料 |
| 合計       | 724    |                |

**決定額の考え方**

# 事業評価調書

新規要求事業  
 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

地域自殺対策推進センターを設置し、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、市町村等に対し適切な助言や情報提供を行うことで、全ての市町村等において地域の実情に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されることを目指す。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名             | 事業開始前       | 指標の推移        | 現在値         | 目標          | 達成率  |
|-----------------|-------------|--------------|-------------|-------------|------|
| 自殺対策計画を策定する市町村数 | 1 市町村 (H28) | 37 市町村 (H30) | 42 市町村 (R1) | 42 市町村 (R3) | 100% |

### ○指標を設定することができない場合の理由

|  |
|--|
|  |
|--|

### (前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
- ・自殺対策の重点的課題である「子ども・若者対策」として、「SOSの受け止め方」に関する研修や、「SOSの出し方教育の事例を基にガイドを作成し紹介」、又、「自殺未遂者への支援」に関する研修を中心に地域自殺対策指導者研修会を開催した。
- ・精神保健福祉センターにおいて、自殺対策に関する情報収集や分析を行い、センターホームページへの掲載や市町村への情報提供を行っている。また、自死遺族の会への支援を通じて、自死遺族等が必要とする様々な支援情報を収集している。
- ・各保健所において、精神保健福祉センターとともに市町村が策定する自殺対策計画の推進状況を確認し、求めに応じて支援を行った。

### (前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
- ・地域自殺対策指導者養成研修会等（年3回開催）
- ・保健所が開催する地域自殺対策計画圏域会議や市町村の自殺対策実務者会議等において、情報提供や自殺対策推進に向けた支援を行った。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

|   |   |
|---|---|
| ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）<br>○：必要性が高い、△：必要性が低い                              |   |
| (評価)<br>○   | 自殺の原因の背景は様々であることから、課題に応じ、保健・医療・福祉・教育・労働・民間団体等々との連携を図りながら支援することが必要なため。 |
| ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）<br>○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない |   |
| (評価)<br>○   | 市町村に対し、研修会や情報提供を行い、自殺対策計画策定のためのスキルの向上を図ることができ、一部の市町村は計画策定準備にとりかかり始めた。 |
| ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）<br>○：効率化は図られている、△：向上の余地がある                            |   |
| (評価)<br>○   | 自殺総合対策大綱の閣議決定のタイミングで研修会を開催するなど、タイムリーに事業を実施している。                       |

### (今後の課題)

|   |  |
|---|--|
| ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項<br>市町村自殺対策の推進に向けた技術的支援を行う。<br>市町村自殺対策計画策定後の進捗管理や評価の進め方等の市町村への技術的支援を行う。 |  |
|---|--|

### (次年度の方向性)

|  |  |
|--|--|
| ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか<br>地域自殺対策推進センターにおいて、市町村が自殺対策計画を推進するために必要な研修会の開催や情報提供、及び市町村計画の進捗状況等の確認と支援を行う。 |  |
|--|--|